

弁護士報酬に関する規程

(平成十六年二月二十六日会規第六十八号)

改正 平成二〇年二月 五日

同 二六年一二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第八十七条第二項(弁護士法人規程(会規第四十七号)第十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、弁護士及び弁護士法人(以下「弁護士等」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(弁護士の報酬)

第二条 弁護士等の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない。

(報酬基準)

第三条 弁護士等は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない。

2 前項の基準には、報酬の種類、金額、算定方法、支払時期その他弁護士等の報酬を算定するために必要な事

- 1 -

項を明示しなければならない。

(報酬見積書)

第四条 弁護士等は、法律事務を依頼しようとする者から申出があったときは、その法律事務の内容に応じた報酬見積書の作成及び交付に努める。

(報酬の説明及び契約書の作成)

第五条 弁護士等は、法律事務を受任するに際し、弁護士等の報酬及びその他の費用について説明しなければならない。

2 弁護士等は、法律事務を受任したときは、弁護士等の報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由がやんだ後、これを作成する。

3 前項の規定にかかわらず、受任した法律事務が、法律相談、簡易な書面の作成又は顧問契約等継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しない。

4 第二項の規定により作成する委任契約書には、受任する法律事務の表示及び範囲、弁護士等の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任事務の終了に至る

- 2 -

まで委任契約の解除ができる旨並びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法を記載しなければならない。

(情報の提供)

第六条 弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に受任している法律事務の弁護士の報酬については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年一月五日改正)

第五条第四項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇二号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別

会員関係を除く。)の整備に関する規程

第一条、第二条、第三条、第四条、第五条、

第六条改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六

年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)